

見附市農業委員会事務局 障害者活躍推進計画

機関名	見附市農業委員会事務局
任命権者	農業委員長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	見附市は平成15年度より認定地方機関として特例認定を受けている。見附市農業委員会事務局においては、職員総数が兼務職員も含めて4人程度の小規模な機関であることから、職員の募集・採用は見附市で実施している。 職員構成は、見附市職員として採用した常勤及び非常勤職員の異動者のみである。近年障害のある職員が在籍したことがないこともあり、障害者雇用における課題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかったが、障害のある職員が配置された場合を想定し、障害者雇用に関する職員の理解を深めていく必要がある。
目標	
1 採用に関する目標	今後も職員の募集・採用について独自に行う見込みはないことから、当委員会に在籍している職員に対して、研修など障害者雇用に関する知識を得るための機会を設け、障害者雇用に関する職員の理解の促進を図る。 （評価方法） 障害者雇用推進者である農業委員会事務局長が、年1回実施状況を点検し、任命権者である農業委員長に報告する。
2 定着に関する目標	特に無し
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	① 障害者雇用推進者として、農業委員会事務局長を選任する（令和元年12月1日選任済）。 ② 人事異動等により変更が生じた場合、速やかに選任者等の更新を行う。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障害のある職員が配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できるよう職務内容の選定について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	現在、障害のある職員は在籍しておらず、今後も当委員会での職員採用は行わないため、当該項目に記載すべき事項は特段ないが、在籍している職員に対しては、研修への参加など障害者雇用に関する知識を得るための機会を設け、障害者雇用に関する職員の理解の促進を図る。
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。